

# 平成21年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価報告書

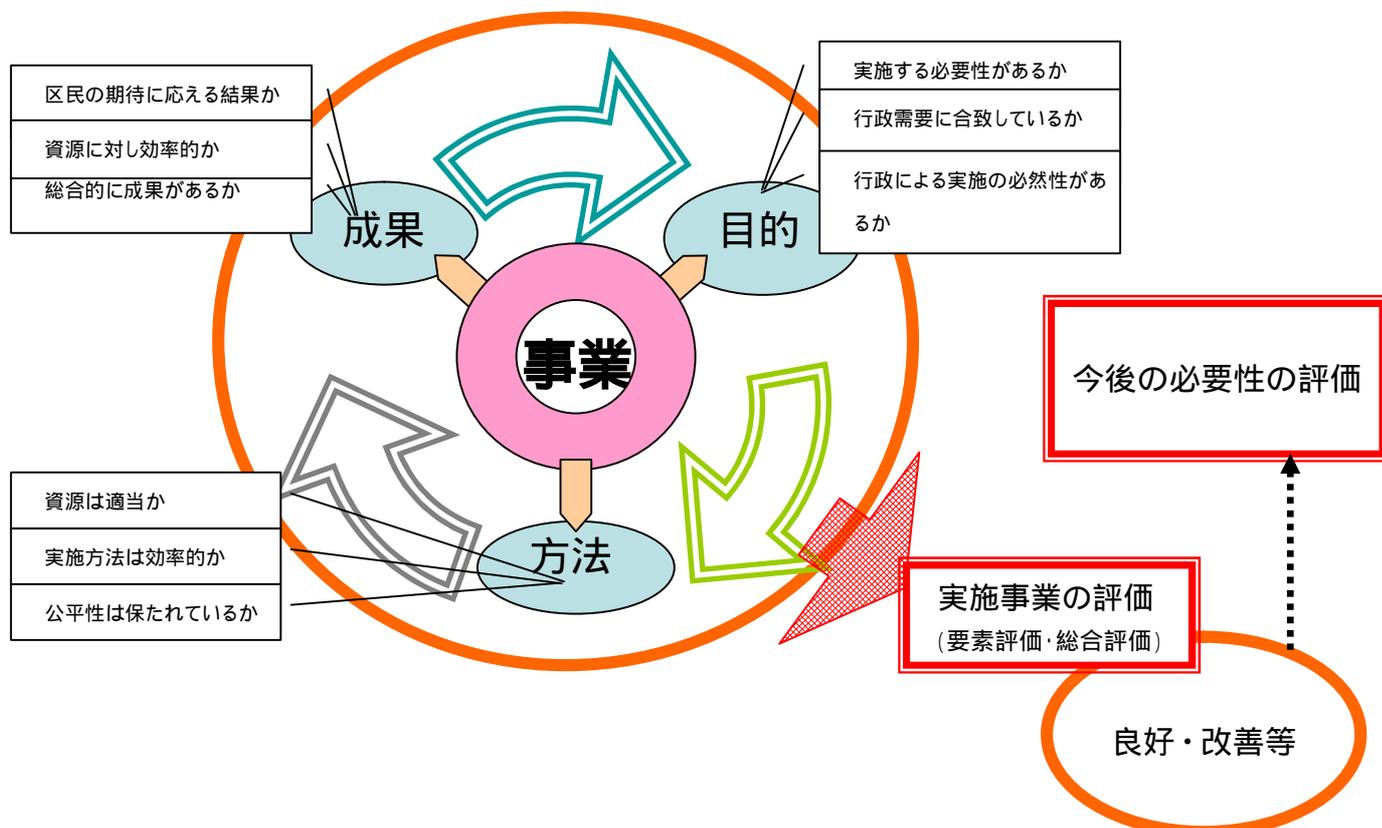
## 1. 目的(趣旨)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」の規定に基づき、品川区教育委員会がその権限に属する事務の管理および執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、区民への説明責任を果たしていく趣旨から行ったものである。

## 2. 仕組み(方法・基準)

- (1) 事務事業評価実施要領を制定し、教育委員会所管の予算事業を対象として、事業ごとにその目的・方法・成果について要素評価・総合評価をつけ、各事業の実施事業の評価を行った。また、この実施事業の評価を参考に各事業の今後の必要性についても評価を行った。

[ 評価の仕組み イメージ図 ]



( 2 ) 実施事業の評価 ( 要素評価・総合評価 ) の基準は次のとおりである。

要素評価基準

目的	必要性 ( 実施する必要があるか。事業の目的が区民ニーズや区の目標に対して妥当か。需要があるか )
	重要性・優先性 ( 事業目的が社会状況の変化に対応しているか )
	必然性 ( 行政による実施の必然性はあるか。民間実施の可能性はあるか。 )
方法	投入する資源 ( 事業にあてる資源 ( 予算・人員・時間等 ) は適当か。 )
	効率性 ( 投入した資源に対して、執行方法は効率的か。 )
	公平性 ( 事業内容は公平か。費用負担に対して公平か。民間・他自治体の負担と比べて公平か。 )
成果	成果 ( 区民のニーズや期待に応える結果が得られているか。 )
	費用対効果 ( 投入した資源に対し期待した結果が得られているか。 )
	総合的な成果 ( 事業の目的、方法、成果を総合し成果が得られているか。 )

総合評価基準 ( 20年度の事務事業の評価 )

総合評価	5	非常に良好に実施されている。
	4	良好に実施されている。
	3	通常求められる実施がなされている。
	2	改善を検討すべきである。
	1	改善の必要がある。

( 3 ) 今後の必要性の評価基準は次のとおりである。

今後の必要性の評価	A	事業を積極的に推進すべき必要性があるので、拡大又は充実を図るべきである。
	B	事業を継続し発展させる必要性があるので、現状を維持し、さらに充実を図るべきである。
	C	事業を継続する必要性があるので、現状を維持すべきである。
	D	事業を継続する必要性はあるが、民間委託、その他代替的な方法による事業の遂行も検討するべきである。
	E	事業を継続する必要性が小さいので、事業の目的・方法などに検討を加えたうえで継続、縮小、民間委託もしくは廃止を考慮すべきである。

### 3. 対象事業

点検及び評価の対象とする事業は、事業が既に終了している平成20年度実施の教育委員会の権限に属する予算事業を評価対象とした。また、以下3点を基準に評価単位を指定した。

一定の予算規模を有し、一つの事業として評価できる形態を有する事業

新規に開始した事業

一体的に評価することに適する複数の事業

以上のことにより事務事業評価対象事業数を64事業とした。

(庶務課：15 学務課：17 指導課：28 品川図書館：4)

庶務課の事業には生涯学習課から移管された3事業(文化財保護事業、文化財保護審議会、埋蔵文化財)を含み、施設整備に関する3事業(外壁改修、屋上防水、校庭整備)については、一括して点検及び評価したため、対象事業数は15事業となっている。

### 4. 結果

品川区教育委員会は事業の点検及び評価を行うにあたって、品川区教育委員会の教育目標・基本方針に基づき事業を適切に執行しているかを基本に評価を行った。

今回評価を行った事務事業の点検及び評価結果は次のとおりである。

#### (1) 実施事業の総合評価

実施事業の総合評価基準		該当事業数 合計	該当事業数各課内訳			
			庶務課	学務課	指導課	品川図書館
5	非常に良好に実施されている。	31	6	9	14	2
4	良好に実施されている。	31	8	8	13	2
3	通常求められる実施がなされている。	2	1	0	1	0
2	改善を検討すべきである。	0	0	0	0	0
1	改善の必要がある。	0	0	0	0	0
合計		64	15	17	28	4

良好に実施されている《評価基準：4》、非常に良好に実施されている《評価基準：5》と評価した事業が全体の97%を占め、また、通常求められる実施がなされている《評価基準：3》と評価した事業は3%であった。

( 2 ) 今後の必要性の評価

今後の必要性の評価基準		該当事業数	該当事業数各課内訳			
		合計	庶務課	学務課	指導課	品川図書館
A	事業を積極的に推進すべき必要性があるので、拡大又は充実を図るべきである。	5	1	0	4	0
B	事業を継続し発展させる必要性があるので、現状を維持し、さらに充実を図るべきである。	25	7	5	11	2
C	事業を継続する必要性があるので、現状を維持すべきである。	33	7	12	12	2
D	事業を継続する必要性はあるが、民間委託、その他代替的な方法による事業の遂行も検討するべきである。	1	0	0	1	0
E	事業を継続する必要性が小さいので、事業の目的・方法などに検討を加えたうえで継続、縮小、民間委託もしくは廃止を考慮すべきである。	0	0	0	0	0
合計		64	15	17	28	4

積極的に推進し拡大又は充実すべき《A》とした事業が8%を占め、基本的に現状維持すべきとした事業《B、C》が全体の91%であった。また、事業の継続性はあるが、執行方法を検討すべき《D》とした事業は全体の1%、廃止を考慮すべき《E》という評価は0%であった。

### (3) 点検・評価に関する学識経験者からの意見

今回初めて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 27 条 2 項の規定に基づき学識経験者に意見を求めた。事業の選択については、平成 22 年 1 月 12 日開催の教育委員会定例会において協議のうえ、以下の 2 事業に絞り意見を付すこととした。

玉川大学教職大学院 教授

小松 郁夫

#### 教職員健康管理について

経済や政治、社会の急激な変化、地域や家庭環境の変貌、児童生徒の多様な姿などにより、学校教育に期待される内容も複雑化し、困難さを増している。そのような厳しい状況の中で、教職員は懸命に教育改革に取り組んでいる。しかし、学校だけで解決出来る課題は少なく、意欲や努力と現実の成果との狭間で、まじめな教職員たちの中で、燃え尽きてしまい、自らの心身の状態に困難を抱え込んでしまっている者も出てきた。

品川区もそうした課題と無縁ではない。学校保健安全法や労働安全衛生法などの法に基づいた健康管理を個人はもちろん、学校や区をあげて熱心に取り組んでいるが、多忙さが増す状況の中では、子供たちの健康管理などに配慮することを最優先するあまり、教職員自身の健康管理を後回しにせざるを得ない状況も生まれている。

その結果、非常に残念なことに、教育熱心で貴重な人材を失うなどの犠牲も生まれている。

今後は、「学校教職員の安全衛生活動・健康管理のまとめ」などの資料を活用し、まずは校内での共通理解と研修の充実、学校全体での健康管理への取組を充実さ

せる必要がある。また、区教育委員会も、教職員の生命と健康を守り、児童生徒の健康で安心した学校生活を保障するためにも、最優先施策の一つとして、引き続き全力を挙げて取り組まれることを期待したい。

#### 特色ある学校づくりの推進について

品川区は、全国に先駆けて、さまざまな教育改革に熱心に取り組み、着実にその成果を挙げつつあると認識している。特に、戦略的な目標として「品川の教育改革 プラン21」を策定し、目指す方向を明確化した上で、基礎学力や学習意欲の向上などに向けた学校独自の特色ある教育活動の推進を奨励してきた。その結果、各学校では指導内容、教材、指導方法、指導形態などの面で、さまざまな開発や改善を行っており、その成果は区内だけでなく、全国の学校や教育委員会から大変注目をされ、評価されている。

例えば、新しい学習である「市民科」は、英国などでも Citizenship Education として熱心に取り組みされており、グローバル化する社会における必須の知識や教養の獲得を目指すものと考えられる。本区では、そうした新しい学習に積極的に取り組み、独自の教材と指導方法や指導形態を開発するなど、未来を見据えたカリキュラム開発に先導的に挑戦をし、徐々にその成果も実りつつあると感じている。

また、区独自の学習定着度調査を実施し、全国的データや東京都のデータも併せて活用するなど、総合的で科学的な学力向上策に取り組んでいる。学習定着度調査などは、児童生徒の「学力の状況を調査」するもので、いわゆる「学力テスト」として、いたずらに数値を追い求め、非教育的な競争を追求するのとは異なり、あくまで結果を活用して、学校改善や授業改善に活用するためのものである。本区では、そうした本来の趣旨に照らして、さまざまな改善を促しており、各学校でも、多様な創意工夫が徐々になされてきている。学校予算面でも、まずは学校自身の独自な特色づくりを奨励し、それを元にした重点化などを推進してきた。

公立学校の自主的で自律的な管理運営や教育活動の推進は、学校間で競争し、相手を打ち負かすための特色づくりではない。多様化した保護者や地域住民の教育期待に応え、豊富な教育メニューを提供し、きめ細かく要望や期待に応えていく施策である。今後は、優れた教育実践や管理運営を学校間で相互に活用し、自校の保護者や地域住民の実態に即した教育改革を一層奨励し、推進していくべきものとする。本区で、そうしたグローバルで、しかもローカルな教育改革を着実に推進されることを期待する。

#### (4) 教育委員会意見

概ねの教育委員会事業については、区民、保護者、児童・生徒、学校現場および費用対効果等の視点から点検、また、評価を学識経験者の意見を踏まえ行ったところ、その目的・方法・成果ともに教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに維持発展、向上させるべきであるとする。

以下、点検及び評価にあたっての教育委員会の主な意見をあげる。

##### 教職員健康管理《庶務課》

教職員は、教育へ熱心に取組むあまり、自己の健康管理をなおざりにしがちである。しかし、基本的な健康管理はなされるべきであり、学校や教育委員会は教職員の健康管理について健診の受診率を高めるなど、さらなる充実に努められたい。

##### クラブ活動指導事業《学務課》

中学校におけるクラブ活動の指導の効果を高めるため、外部指導員を招いてクラブ活動を実施しているが、学校を主体としつつ、さらに地域の力の活用を図るなど充実に努められたい。

#### 日光林間学園維持管理《学務課》

日光林間学園は、保養所としての機能も併せ持つ校外施設であるが、一般利用者の利用が伸びない状況にある。施設のさらなる活用を図るため、区長部局と連携し検討されたい。

#### 小中一貫教育の実践《指導課》

小中一貫教育においては、一体型の施設はもとより、施設分離型での実践の充実が求められる。その鍵は、授業の改善、現場の教員の育成にある。小中一貫教育の実践のためには優秀な教員は不可欠であり、さらなる教員の養成に努められたい。

#### 生徒指導対策の実施について《指導課》

生徒指導対策については、スクールカウンセラーを配置するなど多額の予算を投入しているところであるが、問題行動、いじめや不登校などの予防も含めてさらに積極的な対応を図られたい。

#### 理科支援員の配置《指導課》

特に小学校の高学年における観察・実験は重要である。小中一貫教育における教科担任制への移行をも視野に捉え、対応を図られたい。

#### 学校図書館の整備《品川図書館》

一般に活字離れが進んだといわれているが、活字離れを食い止めるためには、子供のときに本を読む習慣をつけることが有効な対策となる。そのためにも、より一層の学校図書館の充実を図られたい。

(5) 各事業の点検及び評価結果は、次ページ以降のとおりである。

平成21年度 教育委員会事務事業（対象：平成20年度事業） 点検・評価

No	事業名称	担当課	1 事業評価の評価			総合評価	事業説明	2 今後の必要性の評価
			要素評価					
			[(1)目的] 必要性・重要性・優先性・必然性	[(2)方法] 資源効率性・公平性	[(3)成果] 成果・費用対効果・総合成果			
1 2 3	学校施設の整備 (外壁改修、屋上防水、校庭整備)	庶務課	4	4	4	4	外壁の経年劣化によるコンクリート片等の落下による事故防止のため、外壁のひび割れ・欠損・剥離・浮き・仕上げの補修を実施し、建物の良好な維持と教育環境の改善を図る。 屋上の経年劣化による漏水を防ぐため、防水工事を行い、建物の良好な維持と教育環境の改善を図る。 校庭の経年により地盤の固くなった校庭を整備することにより、弾力性・排水を改善して、児童・生徒の安全確保するとともに、必要に応じて散水設備等を整備し近隣住民への防塵対策を図る。	C
4	学校施設 屋内運動場の計画的改修	庶務課	4	4	4	4	屋内運動場の経年劣化による壁・床の破損、塗装の剥離等を補修し、建物の良好な維持と教育環境の改善を図る。	C
5	学校施設 耐震補強工事	庶務課	4	5	5	5	学校施設は教育の場であるだけでなく、災害発生時の避難所としての機能も担っているため、学校の耐震化は緊急の課題でもある。早急に耐震補強工事を実施し、安全で快適な学校環境づくりを図る。	B
6	小中一貫校の建設	庶務課	4	4	4	4	・荏原西地区小中一貫校建設工事 ・八潮地区小中一貫校建設工事 ・品川地区小中一貫校建設計画 実施設計 ・荏原東地区小中一貫校建設計画基本計画	B
7	学校施設の計画的改築	庶務課	5	4	4	5	・小山小学校外構等工事 ・第一日野小学校改築工事 ・第三日野小学校改築工事	A
8	放課後学習等の支援	庶務課	5	4	4	5	放課後等の児童の活動を豊かにし、学力や体力および個性の伸長を図るとともに豊かな人間関係を育み、児童の健全な育成に資するため、既存の学校施設を活用した放課後等対策事業を実施している。	B
9	セキュリティ対策	庶務課	4	4	4	4	学校内の安全対策として、基本的に深夜から早朝に掛けての時間帯における火災、盗難を防止すると共に、不法不良行為を排除し(機械警備業務)、また学校運営時における緊急時の警察への通報(非常通報装置)を可能にして、財産の保全を図ること学校の円滑な運営を図る。	C
10	教育広報誌の発行	庶務課	4	4	3	4	区民がプラン21を良く知り、教育について考えることで、学校、家庭、地域社会が連携・協力する一助となれるような広報紙を作成する。	C
11	通学安全監視業務	庶務課	4	4	4	4	昨今における、学校の管理下での事件・事故の頻発を受け、安全対策の強化を図る。 従来の、横断歩道などでの交通安全指導に加え、18年度より、学校周辺の巡視活動を行っている。	B
12	教職員健康管理	庶務課	5	5	4	5	学校保健法、労働安全衛生法に準じた健康診断および保健指導	B
13	安全衛生管理	庶務課	5	4	4	5	学校一般職員の安全と健康増進を図るため、産業医等を設置し、健康教育・健康管理業務を実施している。	B
14	常備薬の配備	庶務課	3	2	3	3	学校・幼稚園職員の応急用に各学校へ年1回常備薬を配布。	C
15	学校施設備品整備	学務課	4	4	4	4	維持管理用備品、校務運営用備品(舞台幕)、および教材教具備品の整備を実施する。	C
16	学習環境整備 校具	学務課	4	4	4	4	学校の校具整備	C
17	小中学校の 夏季施設事業の支援	学務課	4	4	4	4	夏休み期間中に豊かな自然の中で、心身を鍛錬することによって児童・生徒の健康増進を図るとともに教師、児童・生徒が生活を共にすることにより、心の交流と団体行動の訓練の場として実施する。小学校は日光林間学園を利用し、中学校は独自に特色ある計画で行う。	C
18	小中学校の移動教室	学務課	4	4	4	4	自然に親しみ、歴史的文化遺産等の学習を経験させるとともに集団生活を通して規律や連帯感を養い、健康増進を目的として日光林間学園(小学校)・磐梯高原(中学校)・箱根または日光(中学校相談学級)において、移動教室を実施する。	C
19	校医等報酬	学務課	5	5	4	5	学校保健法が定める学校医等の設置に伴う報酬の支払い事業	C
20	保健運営 学校環境衛生の整備	学務課	5	5	5	5	学校保健法第3条が定める学校環境衛生を実現するための経費および保健室の運営経費等	C
21	児童生徒の健康管理	学務課	5	5	4	5	児童・生徒の健康管理、健康診断実施経費	C

平成21年度 教育委員会事務事業（対象：平成20年度事業） 点検・評価

No	事業名称	担当課	1 事業評価の評価			総合評価	事業説明	2 今後の必要性の評価
			要素評価					
			[(1)目的] 必要性・重要性・優先性・必然性	[(2)方法] 資源効率性・公平性	[(3)成果] 成果・費用対効果・総合成果			
22	就学事務 学校選択制	学務課	5	5	4	5	学校教育における適正な就学を図るための就学事務、新入学児童・生徒就学事務を執行する。 また、必要な調査および指導・助言を行う相談員を配置する。	C
23	クラブ活動指導事業	学務課	4	4	4	4	中学校におけるクラブ指導の効果をはかるため、適切な外部指導員を招いてクラブ活動を実施する。	B
24	日光林間学園維持管理	学務課	3	4	4	4	日光林間学園を効率的に維持運営し、区内小学校の移動教室等の宿泊施設や区民保養施設として開放する。	C
25	就学援助事務	学務課	5	4	4	5	就学援助は、経済的理由のために就学困難な児童生徒に対して、学用品などの学校教育に必要な経費の援助をおこなうことにより、品川区に住所を有し、公立小中学校に在籍する学齢児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度で、品川区就学援助支給要綱および根拠法令にのっとり実施されています。	B
26	給食調理器等の整備	学務課	5	4	5	5	安全で衛生的な学校給食を推進するため、機器の老朽化など給食調理機器の整備を行う	C
27	学校給食施設改修	学務課	5	5	5	5	給食室専用トイレ設置工事・防カビ塗装工事・ボイラー改修工事・天井改修工事	B
28	給食室の維持運営	学務課	5	4	4	5	給食事務遂行の円滑化と良好な環境の維持を図る。	C
29	学校IT化	学務課	5	4	4	5	教職員に対し一人1台配備したパソコンを活用し、校務システムを構築、整備し、校務・教務事務の効率化を図る。	B
30	学校給食調理業務代行	学務課	4	4	4	4	給食調理代行（民間委託）を導入することにより、調理の担い手を区職員から民間の弾力的な人材活用へ切り替えて、現在の学校給食の質を維持しながら、より効率的で効果的な給食の提供を行う。	B
31	多子家庭給食費補助事業	学務課	5	3	3	4	給食費の保護者負担の軽減を図るために、小・中学校に在学する児童・生徒が3人以上いて、3人目以降のものが区立小・中学校に在学する保護者に対し、給食費相当額を補助する。	C
32	教職員住宅維持管理	指導課	3	4	4	4	ゆたか教職員住宅および伊藤教職員待機寮の維持管理および教職員入居者に管理を実施する。 ・ゆたか教職員住宅（世帯用14戸、単身用12戸） ・伊藤教職員待機寮（世帯用6戸、単身用6戸）	C
33	特別支援教育 介助員の配置	指導課	4	3	4	4	区立小・中学校に在籍し、特別な教育的ニーズを有する児童・生徒に対し、身辺自立や学習自立のため介助、支援を行う者を配置する。特別支援学級（固定級）に対しては、学級数に対して1名。その他、障害の程度の重い児童・生徒数に応じて加算配置した。	B
34	特別支援教育 巡回相談	指導課	5	5	5	5	医師、臨床心理士、都立特別支援学校コーディネーター、学校経営指導員、指導主事らが2名ないし3名でチームを組み、学期に一度ずつ各学校を訪問。特別な教育的ニーズを要する児童・生徒に対し、授業観察し、望ましい教育的対応や指導について、助言、指導した。個別的教育支援計画や個別指導計画作成の助言、指導を行った。	B
35	心身障害児就学事務	指導課	4	4	4	4	障害のある児童・生徒の適切な就学先を決定するために行う。医師、臨床心理士、都立特別支援学校教諭、区立小・中学校長、教諭、保育園長、親の会代表、事務局職員等で就学相談委員会を設置し、対応。相談の受付：7月～11月。相談会：8月～1月、17回実施。	C
36	小中一貫教育の実践	指導課	5	4	5	5	義務教育9年間を子どもの実態を考慮して、4・3・2のまとまりで捉え直した小中一貫教育を実施する。9年間を通して系統的・継続的で柔軟な教育課程により、基礎・基本を徹底し学力の定着と個々の能力を伸ばす学習を実現する。	A
37	小中一貫校の開設・運営	指導課	5	4	4	5	小中一貫教育に相応した、学習環境のあり方を検討し、什器、調度品等を配置する。	B
38	特色ある学校づくりの推進	指導課	4	4	4	4	教育改革「プラン21」を受け、基礎学力や学習意欲の向上等に向けた学校独自の特色ある教育活動の推進・充実のため、各小・中学校で教科編成や専門的な指導を実現する。	B
39	経済活動体験学習の充実	指導課	5	5	5	5	子どもたちが、社会や経済の仕組み、地域社会における個人の役割を理解するとともに、経済活動の体験的な学習をとおして、よき市民としての自覚を高め、豊かな社会性や人間性などの基礎的教養を身につかせる。	B
40	外部評価の実施	指導課	4	5	4	5	小中一貫教育の実施に基づき各学校が特色づくりに取り組んでいる。これを検証するために校区外部評価を行い、専門的な見地からの指導・助言を得るため専門外部評価を行っている。	B
41	学力定着度調査	指導課	4	4	4	4	4・3・2制の中で、最初の4年（児童期前半）の収束期である4年生の基礎学力の定着および中間の3年（児童期後半）の収束期である7年生の基礎学力の定着度を明らかにすることにより、最後の2年間（青年期）における学習指導に役立てるとともに、児童期における指導内容の改善を図る。	B

平成21年度 教育委員会事務事業（対象：平成20年度事業） 点検・評価

No	事業名称	担当課	1 事業評価の評価			総合評価	事業説明	2 今後の必要性の評価
			要素評価					
			[(1)目的] 必要性・重要性・優先性・必然性	[(2)方法] 資源効率性・公平性	[(3)成果] 成果・費用対効果・総合成果			
42	教職員研修	指導課	5	4	4	5	教員の資質・能力向上を図るとともに、品川区の教委施策についての理解を深めるため、多様な研修を実施する。	B
43	まちの人々に学ぶ事業の実施	指導課	4	4	4	4	開かれた学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域の連携を図るとともに、教育活動の質を高めるために地域の人材を学校に招き、地域の人材や、地域の教材を授業に生かす体制をつくる。	C
44	7～9年生における公開授業の実施	指導課	4	4	4	4	より開かれた学校づくりを目指して、授業の一部を生徒と一緒に地域の方が受講できる。	C
45	品川区研究学校	指導課	5	4	5	5	区立幼稚園・小中学校における強化・領域等について、各学校（園）が自主的に研究主題を設定し、これに基づいて実践・研究を進め、研究の過程および成果を発表することにより、本区教育の向上に資する	A
46	生徒指導対策の実施	指導課	5	4	4	5	区立小・中学校の児童生徒の健全育成を図るため、問題行動の予防・早期発見・早期指導ならびに進路指導・クラブ・部活動の充実・徹底を図る。また、児童の臨床心理に関し、スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善、解決、学校内の教育相談体制等の充実を図る。	A
47	小中学校の一般公開	指導課	5	4	4	5	学校選択制を実施する上で、保護者や地域の方々に小中学校の現状や様子を実際に見学し、学校選択のための情報を提供する。	C
48	適応指導教室の運営	指導課	5	4	4	5	不登校児童・生徒の学校復帰を目指した指導を行うために、指導員・教育心理相談員を配置し、マイスクール八潮の運営を行う。	C
49	指導資料作成委員会	指導課	4	4	4	4	平和に関する指導資料及び人権尊重の教育の指導資料集等を作成し、各学校における平和・人権同和教育に資する。	C
50	人権尊重教育推進校の設置	指導課	5	4	4	5	城南中学校・台場小学校を人権尊重教育推進校に指定し、人権教育推進のための実践・研究を推進するとともに、その成果を同和教育研修会等を通して区内の学校に広く還元していく。（事業にかかわる経費のほとんどは、東京都教育委員会より支出される）。	C
51	連合行事	指導課	4	4	5	5	音楽・体育・美術・理科・特別支援教育・英語などについて、小中一貫教育に基づいた活動を発表する場が連合行事である。小・中学校の連携を図った取り組みも展開され、広く地域や保護者に品川区の教育を伝える場でもある。	C
52	教育センターの運営	指導課	4	4	3	4	学校事務職員の研修、教員の選択課題研修・実技研修・教育相談研修・情報基礎研修を実施。教育相談センターは、専門職員が教育に関する相談活動を月曜～土曜まで実施。学校経営・情報センターは教育情報の収集・提供、教科書等の展示を行っている。	B
53	特別支援教育の推進	指導課	4	4	3	4	医師、大学教授、小・中学校長、関係部課の参加により、特別支援教育推進協議会を2回実施。就学相談、専門化による巡回相談等の基本的な方針の確認と課題の整理を行った。また、特別支援教育推進のための基礎研修や特別支援教育コーディネーターの養成研修等を行った。	C
54	合同部活動の推進	指導課	4	4	3	4	生徒の希望する部活動を保障するため、部活動の拠点校を設置する。	B
55	小中一貫教育の検証	指導課	4	4	4	4	国の学習指導要領等と比較し、小中一貫教育がどのような効果や結果が現れているか、小中一貫教育推進委員会を設置し、大学や民間と協働しながら教育的な効果・課題等について評価する。	C
56	区費教員採用の実施	指導課	5	5	5	5	品川区固有の教員として、小中一貫教育などの品川区の教育改革の原動力となる高い志を持った者を採用する。区固有教員は区外への異動がなく、長期的・継続的に区の教育に関与し、他の教員の指導的立場になることを予定している。さらに学校と地域・保護者との信頼関係の継続にも寄与できる。	A
57	国際理解教育の実施	指導課	5	4	4	5	各学校へALT等の派遣を行い、英語教育に資するとともに、姉妹都市等から外国人教員を招聘し、学校に派遣することで、区内小中学生の国際理解への造詣を深める。	B
58	和楽器による音楽教育の実施	指導課	4	4	4	4	日本の伝統文化の推進にあたり、実際に和楽器「箏」の体験活動を通して、我が国や郷土の伝統文化を体験する。	C
59	理科支援員の配置	指導課	3	2	3	3	小学校の理科授業における、実験準備・実験補助・実験後片付けを理科支援員が行うことにより、担任教諭の負担軽減を図るとともに、理科の専門的な視点から実験実施を支援する。また、複数対応で実験を行うことができるので事故防止にも貢献している。	D
60	文化財保護事業	庶務課 (生涯学習課)	4	3	3	4	品川区文化財保護条例第3条第1項の趣旨に鑑み区内文化財の保存・活用事業を実施している。文化財管理・修理に係る補助金の交付（条例第10条）や指定文化財の解説標識板の設置（同第47条）をはじめとして、文化財関係図書の刊行、文化財めぐり・一般公開等の普及事業を実施している。	B

平成21年度 教育委員会事務事業（対象：平成20年度事業） 点検・評価

No	事業名称	担当課	1 事業評価の評価			総合評価	事業説明	2 今後の必要性の評価
			要素評価					
			[(1)目的] 必要性 重要性・ 優先性 必然性	[(2)方法] 資源 効率性 公平性	[(3)成果] 成果 費用対効果 総合成果			
61	文化財保護審議会	庶務課 (生涯学習課)	4	4	5	5	地方自治法第138条の4及び文化財保護法第190条の規定により品川区文化財保護条例第37条にて設置。教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、教育委員会に建議する。各分野の学識経験者10名で構成され、年3～4回程度定例会を開催。	C
62	埋蔵文化財	庶務課 (生涯学習課)	4	4	4	4	品川区内には周知の埋蔵文化財包蔵地(=遺跡推定地域)が24カ所存在している。包蔵地内において土木工事等の計画がある場合、文化財保護法第93条第1項の規定により、事業者から提出された発掘届を区教育委員会の意見を付して東京都教育委員会に送付する。都教委の指示により必要に応じて、立会調査・試掘調査等を実施し遺跡の存否を把握する。遺跡が確認され、なおかつ工事に伴う遺跡への影響が不可避な場合は記録保存のための法第99条(又は法第92条)発掘調査(本調査)を実施する。なお、本調査経費については、一部個人住宅を除いて、事業主負担となるため、事業主との調整を行っている。	C
63	学校図書館の整備	品川図書館	5	4	4	5	品川区子ども読書活動推進計画に基づき、学校と区立図書館間のオンラインネットワークを整備するとともに、学校図書館に運営委員を配置し運営をサポートすることにより魅力的な学校図書館づくりを進め、子どもたちの学校図書館利用の拡大を支援する。	C
64	図書館児童サービス事業	品川図書館	4	4	4	4	品川区子ども読書活動推進計画に基づき、図書館と学校・保育園・児童センター等が連携し、地域に根ざした活動を通して子どもたちの読書環境を整備し読書活動を推進する。また、お話し会などさまざまな事業を通して読書への関心を高め、図書館利用を促進する。	C
65	図書館運営	品川図書館	4	4	4	4	高度情報社会を迎えて、さらに活発化する区民の生涯にわたる学習活動を支援するため、多様な資料の充実や課題解決機能の整備などを図ることにより魅力的で区民生活に役立つ図書館づくりを推進するとともに、民間活力導入などによりサービス向上と効率的・効果的な図書館運営を図る。	B
66	図書館資料の収集	品川図書館	5	5	4	5	高度情報社会を迎えて、多様化・活発化する区民の図書館に対する教養・調査・研究・レクリエーションなどの要求に応えるため、さまざまな資料と情報を収集・整理・保存・提供し、地域における情報拠点として整備を図る。	B